

少な状況にとどまっている。そうしたなかで、この新たな研究対象を積極的に扱おうとした本書の先駆性に評者は素直に敬意を表したい。

ただし、本書にはいくつかの課題もあるように思われる。以下、2点ほど指摘したい。第1に、本書ではソーシャルメディアという対象を等しく扱いながらも、その位置づけや論じ方に関して執筆者のあいだで少なからぬ相違が見られるように思われることである。例えば、第1章や第2章はソーシャルメディアが政治の道具として積極的に用いられることになったことで、選挙や政治のあり方自体に深い次元での変化が起きつつあることが示唆される内容のように読めた。それに対して、第3章や第4章では議論の力点がソーシャルメディア以外の側面に置かれており、ソーシャルメディアはそれ自体が変化をもたらすものというよりも、あくまで政治的目的のための手段であるとの立場がとられているように思われた。ソーシャルメディアは、その媒体的特性によってそれ自体が政治的变化を誘発するものとなるのか、そうでないのか。論集という性質上、統一的見解を導き出すことが難しいにせよ、全体的な統一性を保つための工夫があってもよかったのではなかろうか。

第2に、本書ではソーシャルメディア時代の東南アジアの政治が論じられているが、そこに他地域と比べてどのような特異性が見られるのか／見られないのかの説明が欲しかった。確かに、ソーシャルメディアの普及とともに、東南アジア各国で新たなメディアを通じた政治宣伝や情報統制が行われている現実が詳らかにされていることだけでも本書にはゆるぎない価値があるだろう。しかし、そうした事例がソーシャルメディアと政治との関係を扱った既存の理論や分析枠組みに対して、どのような貢献を果たしうるものなのか。この点に関して、序章などでももう少し詳細な説明が行われていてもよかったように思われる。もっとも、こうしたことを本書に対してすべて求めることは過剰な期待に違いない。今後ソーシャルメディアがますます普及していくなかで、この新たなメディアの政治社会的機能をより掘り下げていくための足掛かりが本書によって築かれたことは確実だからである。

<参考文献>

シンガー、ピーター・W., エマーソン・T. ブルッキング 2019 『「いいね！」戦争——兵器化するソーシャルメディア』(小林由香利訳) NHK 出版。

バートレット、ジェイミー 2018 『操られる民主主義——デジタル・テクノロジーはいかにして社会を破壊するか』(秋山勝訳) 草思社。

Kendall-Taylor, Andrea, Erica Frantz, and Joseph Wright. 2020. “The Digital Dictators: How Technology Strengthens Autocracy,” *Foreign Affairs* 99(2), pp. 103–115.

Morozov, Evgeny. 2011. *The Net Delusion: The Dark Side of Internet Freedom*. New York: Public Affairs.

(千葉 悠志 公立小松大学国際文化交流学部准教授)

小野仁美『イスラーム法の子ども観——ジェンダーの視点でみる子育てと家族』慶應義塾大学出版会 2019年 227+51頁

1. 本書の構成

本書は2011年度に東京大学に提出された博士論文を元にした、イスラーム法における子ども観に関する研究書である。イスラーム法、特に古典イスラーム法の研究者は日本でも数少ないため貴重な研究書である。イスラーム諸国では、近代化に伴いこれまで適用されてきたイスラーム法から西欧法を範とする法編纂を進める過程で、古典イスラーム法は批判の対象であり、超克されるべき法として扱われてきた。そんな中で、本書はイスラーム法の法学書および関連する資料において特に「子ども」について書かれている記述を検討することで、イスラーム法から読み取ることのできる家族像やムスリム社会の担い手となる子どもたちを育てるための教育論について明らかにしている(3頁)。本書からは厳格で硬直し、家父長的なイスラーム法というイメージを裏切り、社会的背景に応じた変化の可能性を持つ法律の在り方が浮かび上がる。本書

は2020年の第15回日本女性史学賞を受賞している。

本書は以下の通りである。

序章

第1章 人間の成長段階と法的能力

第2章 父の権限と子への義務

第3章 母の役割と「子の利益」

第4章 子どもへのクルアーン教育

結論 イスラーム法の子ども観が映すもの

2. 本書の内容

序章では、本書の目的、特徴と意義、イスラーム法学書の歴史と概要について述べられている。本書でのイスラーム法とはシャリーアと言われるイスラームの天啓の規範のことではなく、クルアーンやハディースなどを法源として法学者たちが導出する生活における具体的規範であるフィクフを指している。これまで西暦8世紀頃から千年以上に渡り数多くの法学書が生み出されてきたが、スンナ派とシーア派の違いだけでなく、スンナ派の中でも4つの学派に分かれており、現代に至るまで常に無数の法学者間の見解の相違が存在している。本書では前近代、具体的には9世紀から19世紀に各地域で著されたイスラーム法学の古典文献、その中でもマリーク派を中心としたスンナ派四法学派の法学書のアラビア語の原典を丁寧に読み解き分析されており(11頁)、ここではイスラーム法学書についての解説も書かれている。

第1章では、「誰が子どもなのか」を考える上でイスラーム法における人間の成長段階と法的能力について書かれている。イスラーム法上で義務が生じる者はムカッラフと呼ばれるが、ムカッラフとは成年に達しかつ理性を備えた者であるとされている。ここでの成年の基準は年齢ではなく、身体的成熟によって規定されることは各学派で一致しているが、何が身体的成熟なのかについては見解の相違が生じている。本章ではイスラームの儀礼行為、結婚・離婚、財産行為、未成年者への刑罰、戦争への参加などをめぐる成年および未成年者の法的な扱いについての法学上の議論が整理されている。加えて、イスラームにおける人間の成長段階(胎児期、乳幼児期、弁識能力期、成年期、熟慮期)において、成年期以前に設けられた弁識能力期に属する弁識能力者という言葉が11世紀頃から法学書の中に多く見られるようになったこと、弁識能力者の法的能力やこの概念が導入された理由についての考察が述べられている。

第2章では「父の権限と子への義務」と題して父子関係について書かれている。イスラーム法で結婚は契約とみなされ養子は認められていない。また、婚姻外の性行為は姦通として禁止されており、姦通で生まれた子は著しく不利な立場となることから、親子関係、特に父子関係を定める規定が細かく決められている。ムスリムの両親から生まれた子はムスリムであるとみなされ、子に対して行われる儀礼行為は宗教的な儀礼行為とみなされる。成年まで父は子を扶養する義務があり、子は父が困窮していたら扶養の義務を負う。養子がいなかったことから、親が不明の子や父を亡くした子についての規定も定められている。さらに本章では扶養義務のある父親が亡くなった場合の子の遺産相続についての説明もあり、挙げられている例から子への配分が他の割当相続人の分とくらべて多く想定されていることがわかる(99頁)。以上のことから父親の存在が子にとって重要であるが、父親および父方の祖父に与えられている後見(婚姻後見と財産後見)の権利について、また、名誉毀損などを理由にした父親による子殺しについて検討することで、一般的に考えられているような父親が子に対し一方的な権利のみが認められているわけではないことも明らかにされている。

第3章では「母の役割と『子の利益』」として、母子関係が述べられている。子の扶養や後見を父親が担うことが決まっていることから、本章では母親による授乳や乳母の雇用について、および監護権について書かれている。母親による授乳は母子関係においてではなく、母親とその夫との関係において義務が生じるものであり、母親であることで自動的に授乳の義務が生じるわけではなく、授乳する人間の確保が父親にゆだねられていること、ただし、他方で同時期の医学書においては母親による授乳の重要性が記述されていることも言及されている。次に、乳母の雇用であるが、雇用は子の父親と夫の許可を得た乳母との間の契約となる。乳母をめぐる法規定は比較的豊富にあつて議論が精緻化していたものの、実際に乳母の制度が十分に確

立しており、法運用の実態や法規定の適用事例などが多く存在したのかどうかは歴史研究による証明が必要であり、慎重になるべきであるとされている。さらに、子の身の回りの世話などを行う監護については、両親が行うことになっているが、離別または死別のときの監護規定についても法学書で規定されている。本章では、監護の優先順位や母親のもとで監護できる期間、母親の再婚に伴う監護権の喪失の規定についても言及されており、その場合、監護は監護者の権利か監護される子の権利なのかの議論が関係しているという。

第4章は「子どもへのクルアーン教育」と題して、法学書における子どもの教育についての議論が言及されている。ここでは、教育という言葉には育児、しつけ、教育などを意味するタルビヤ、体罰を伴うしつけを表すタアディーブ、学問的な教育を表すタアリームがあること、クルアーン教育における教師に報酬を支払って雇用することについての議論、また、マーリク派学者による学問書の内容およびマーリク派の法学者の教育論が紹介されている。教育専門書と言ってもこれらはあくまでも法学文献の一種であり、その議論が法学の枠を外れることはなかったが、法学者たちの教育論の中には他学派からの影響を受けていることもあり、子どもの教育という点で学派を超えた義務感が存在したことが指摘されている。

結論の部分では、以上の4つの章のまとめの中で、子どもをめぐる法規定を網羅的に検討することで、イスラーム法のもつ最大の目的の一つが生まれてくる子の父親を確かにし、その成長を見守る両親の存在を明示することにあつたのではないかと、そこで、イスラームにおける性規範の厳しさはモラルの問題というよりは、生まれた子の保護と養育を主眼としているのではないのだろうかということ(219頁)が言及されている。さらに、イスラーム法学書のなかの子どもについての記述がクルアーンやハディースなどに直接由来しない法規定が意外に多いという印象から、それぞれの地域や時代の価値観がそこに刻まれているのではないかと(213頁)、また、社会的背景に応じて法学者たちが見解の相違を示していることが、子ども観の変容とともに、多様なジェンダーのあり方の展開があり得るのではないかと結論づけられている(220頁)。

3. 本書の意義

本書の序章では「本書の特徴と意義」において先行研究の紹介とともに、先行研究にはみられない本書の意義について以下の3点があげられている。

1) 子ども観研究においてイスラーム法学書を資料とすること

本書でも紹介されているが、世界における子ども観の研究はアナール学派の一員でもあるフィリップ・アリエスによる「子どもの誕生」と題された社会史研究がまずあげられる。特別なケアを必要とし、学校で教育を受けるべき「子ども」という存在があるという子ども観が生まれたのは近代以降であるとする研究は、その後も世界で続けられている。イスラームを対象とする子ども研究も中世イスラーム社会の子ども観研究や、クルアーンなどの宗教的テキストを使用したムスリムの子ども研究もある。しかし、本書のように、前近代のイスラーム法の法学書の原典の中でのイスラーム法規定を通した子ども観研究は、世界でもこれまで見られなかった研究である。日本でも数多くの子ども観に関する研究がなされてきたものの、イスラーム法の観点から子ども観を検討する本書のような研究は管見の限りこれまで見られなかったものである。

2) 家父長的な家族観の再考

冒頭でも述べたように、近代化に伴いイスラーム法は批判の対象として位置づけられてきた。それは、イスラーム法が家父長的な性格を持つ法であり、イスラーム法を適用し続けることで女性を抑圧する社会が続いてしまうと一般的にとらえられているからである。本書では、これに対して子どもの記述を通してみたイスラーム法から浮かび上がる家族観が、これまで言われてきたような単に父親に絶対的な権力をゆだねるだけの家父長的なものなのか、イスラーム法はそれを単に裏付ける法律なのかどうかを再考する研究になっており、このような立場からイスラーム法を見るのはこれまで日本でもあまり見られることがなかったといえる。

3) 「子ども」を手掛かりとしたイスラーム法理解

国際貿易に関わる法などある程度他国との画一化が図られるべき法規定とは違い、国や地域の歴史や文化

的な特徴が色濃く残るのは民法、特に私的領域を規定する家族法の分野である。イスラーム法でも同様で、家族法に関わる法規定には現在でもイスラーム法の影響が残っている。本書で特に「子ども」という観点に焦点を絞ってから父と子の関係、母と子の関係など家族に関わるイスラーム法を考察することは、イスラーム法そのものの研究にとっても画期的で、イスラーム法をわかりやすく伝えることができる点でとても有効な方法となっている。

4. 総評

本書は「子ども観」をキーワードにしているため、イスラームを専門としない読者にとっても、また、法学を専門としない読者にとっても比較的手に取りやすく、専門用語などについてもわかりやすく解説してあるなど、たいへん注意深く、細かな気配りが隅々まで行き届いているため、専門の研究者だけではない、幅広い分野の読者に訴えかけることができるようになっている。読者たちは、イスラーム法における子どものとらえ方、父母との関係を知ることで、これまでのステレオタイプのイメージとは異なるイスラーム理解が可能になるだろう。

他方、イスラーム家族法の研究者にとっても本書は待望の研究書である。古典イスラーム法は死に絶えた歴史上にしか現れない法ではない。近代化に伴い、イスラーム諸国では各国の法が西洋近代法を範として新たな法編纂が進められてきたが、その過程ですべてのイスラーム法規定が否定されたわけではないからだ。先にも述べたように家族の問題など私的領域を規定する家族法の部分に関しては、特にイスラーム法特有の法規定や法の精神が現在でも残っている。そのため、イスラーム諸国各国の現代法について検討する過程では、その都度古典イスラーム法での法規定のあり方を参照し、その法規定がどのような過程で現行法になったのかを考える必要がある。本書は、膨大なイスラーム法の法学書の中でも特に「子ども」の法規定を抽出することでイスラーム法における家族像を浮き彫りにしてくれており、イスラーム家族法研究者にとってはたいへんありがたく、今後何度も参照することになると思われる意義のある研究書である。

さらに、本書の重要な特徴として、本書が法学者間の見解の相違に目配りをすることで、多様な社会的背景からイスラーム法の解釈が生まれていること、社会の変化によるイスラーム法が多様に展開していることがわかるという点がある。ここから、これまで家父長的で父親に絶対的な権力が与えられ、女性に対して不利な規定ばかりがあるというイスラーム法のイメージには再考が必要で、生まれた子の保護と養育という点も含めて考えるべきであるとしている主張は重要な指摘である。ただし、本書でも言われているように、法学書に書かれていることが、現実の社会の中でどのように運用されていたのかについての情報を得ることはたいへん難しい。例えば、乳母についての記述が法学書に多く書かれているからと言って、実際の乳母の制度が社会の中で発達していたのかどうか、法学書のみをみただけでは確定的なことが言えないという(151頁)。特に歴史研究では個々の女性の生活史の資料が極端に少ないため、法学書における子育ての規定がどれくらい現実社会に浸透していたのかなど、今後の歴史研究などによる検証が待たれる。

(森田 豊子 鹿児島大学グローバルセンター特任准教授)

白杵陽『日本人にとってエルサレムとは何か——聖地巡礼の近現代史』(叢書・知を究める 16) ミネルヴァ書房 2019年 viii+392+12頁、白杵陽『「ユダヤ」の世界史——一神教の誕生から民族国家の建設まで』作品社 2020年 406+xiv頁

白杵陽教授(日本女子大学)は、パレスチナ／イスラエル研究を中心に、これまで10冊以上の単著を上梓してきた。中東・イスラーム研究に携わる者のなかで、白杵氏の名前を知らない人はいないだろう。その一方で、評者は白杵氏を「パレスチナ／イスラエル研究者」あるいは「中東・イスラーム研究者」と呼ぶことに若干のためらいも感じている。それは、白杵氏の業績が「地域の専門家」に留まらないグローバルな視座と歴史的な深みを備えているからである。白杵氏が展開する議論は、様々な現象の共時的な連関を射程におさめるとともに、現代の事象を扱うなかでも歴史的な文脈を強く意識している点に大きな特徴がある。本稿が